

山口県報

平成26年
3月31日
(月曜日)

目 次

規則
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課).....



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十六号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第七号中「第五十九条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第十号中「第六項」を「第七項」に改める。

第二十六条中「第七十三条の二十七の二第一項」の下に「、法第七十三条の二十七の三第一項」を加える。

第二十七条中「(法第七十三の二十七の六第二項)」を「、法第七十三の二十七の四第二項(法第七十三の二十七の五第二項又は法第七十三の二十七の七第二項)」に、

「第七十三の二十七の五第二項」を「第七十三の二十七の六第二項」に改める。別記第六十五号様式(その三)を同様式(その四)とし、同様式(その二)を同様式(その三)とし、同様式(その一)中「第59条第2項」を「第59条第3項」に、

法第73条の27の第1項該当
を
法第73条の27の3の第1項該当

に改め、同様式(その一)を同様式(その二)とし、同様式

(その二)の前に次のように加える。

第65号様式 (その1) (第25条関係)
(耐震基準不適合既存住宅用)

不 動 産 取 得 税 減 額 申 請 書

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住 所
(納税者) 氏 名

印

山口県税賦課徴収条例第59条第2項の規定により、下記のとおり申請します。
記

取得不動産の表示 住 宅	所 在		
	家 屋 番 号	番 種 類	
	構 造	床 面 積	m ²
	取得年月日	年 月 日	
	住宅の完成年月日	年 月 日	
	耐震改修の完了年月日	年 月 日	
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

印字線六十七号継続(No.611)中
「(被収用不動産等の代替不動産・譲渡担保財産・再開発会社用)」
「(耐震基準不適合既存住宅・被収用不動産等の代替不動産・)」
(譲渡担保財産・再開発会社用)

法第73条の2第2項該当	被収用見込不動産等			所在地番	地積	m ²
	地目	家屋番号	番	種類	床面積	
	構造	公共事業者	造	積		
m ²						

を

法第73条の2第2項該当	住宅	年月日	年月日	m ²
	耐震改修の完了	年月日		
法第73条の2第3項該当	被収用見込不動産等			
	所在地番	地積	種類	床面積
	家屋番号	番		
	構造	公共事業者	造	積
	m ²			

に

法第73条の2第3項該当	法第73条の2第4項該当	を
法第73条の2第4第2項該当	法第73条の2第5第2項該当	

に

「 品記帳六十号機ね(㏽㏽)母
 「 (被収用不動産等の代替不動産・譲渡担保財産・再開発会社用) 」 ね
 「 (耐震基準不適合既存住宅・被収用不動産等の代替不動産・) 」 に
 (譲渡担保財産・再開発会社用

平成二十六年三月三十一日印刷

発行人所

山口県知事

法第73条の27の2第3項該当	被収用不動産等	所在地番	地積	m ²
	地目	種別		
法第73条の27の2第3項該当	被収用不動産等	家屋番号	床面積	m ²
	構造			
法第73条の27の2第3項該当	被収用不動産等	収用等年月日	日	
	公施行業者の			

を

法第73条の27の2第3項該当	住宅の完成年月日	年	月	日
	耐震了	年	月	日
法第73条の27の3第3項該当	所在地及び地番	田	地積	m ²
	地目		種別	
法第73条の27の3第3項該当	被収用不動産等	家屋番号	床面積	m ²
	構造			
法第73条の27の3第3項該当	被収用不動産等	収用等年月日	年	月
	公施行業者の		日	

に

法第73条の27の4第2項該当	を	法第73条の27の5第2項該当
-----------------	---	-----------------

に改める。

「第73条の24第1項の」を「第73条の27の3第1項の」に
 「第73条の27の2第1項の」を「第73条の27の2第3項の」に
 「第73条の27の2第4項の」を「第73条の27の2第4項の」に
 「第73条の27の2第5項の」を「第73条の27の2第5項の」に
 「第73条の27の2第6項の」を「第73条の27の2第6項の」に
 「第73条の27の2第7項の」を「第73条の27の2第7項の」に
 「第73条の27の2第8項の」を「第73条の27の2第8項の」に
 「第73条の27の2第9項の」を「第73条の27の2第9項の」に
 「第73条の27の2第10項の」を「第73条の27の2第10項の」に
 「第73条の27の2第11項の」を「第73条の27の2第11項の」に
 「第73条の27の2第12項の」を「第73条の27の2第12項の」に
 「第73条の27の2第13項の」を「第73条の27の2第13項の」に
 「第73条の27の2第14項の」を「第73条の27の2第14項の」に
 「第73条の27の2第15項の」を「第73条の27の2第15項の」に
 「第73条の27の2第16項の」を「第73条の27の2第16項の」に
 「第73条の27の2第17項の」を「第73条の27の2第17項の」に
 「第73条の27の2第18項の」を「第73条の27の2第18項の」に
 「第73条の27の2第19項の」を「第73条の27の2第19項の」に
 「第73条の27の2第20項の」を「第73条の27の2第20項の」に
 「第73条の27の2第21項の」を「第73条の27の2第21項の」に
 「第73条の27の2第22項の」を「第73条の27の2第22項の」に
 「第73条の27の2第23項の」を「第73条の27の2第23項の」に
 「第73条の27の2第24項の」を「第73条の27の2第24項の」に
 「第73条の27の2第25項の」を「第73条の27の2第25項の」に
 「第73条の27の2第26項の」を「第73条の27の2第26項の」に
 「第73条の27の2第27項の」を「第73条の27の2第27項の」に
 「第73条の27の2第28項の」を「第73条の27の2第28項の」に
 「第73条の27の2第29項の」を「第73条の27の2第29項の」に
 「第73条の27の2第30項の」を「第73条の27の2第30項の」に
 「第73条の27の2第31項の」を「第73条の27の2第31項の」に
 「第73条の27の2第32項の」を「第73条の27の2第32項の」に
 「第73条の27の2第33項の」を「第73条の27の2第33項の」に
 「第73条の27の2第34項の」を「第73条の27の2第34項の」に
 「第73条の27の2第35項の」を「第73条の27の2第35項の」に
 「第73条の27の2第36項の」を「第73条の27の2第36項の」に
 「第73条の27の2第37項の」を「第73条の27の2第37項の」に
 「第73条の27の2第38項の」を「第73条の27の2第38項の」に
 「第73条の27の2第39項の」を「第73条の27の2第39項の」に
 「第73条の27の2第40項の」を「第73条の27の2第40項の」に
 「第73条の27の2第41項の」を「第73条の27の2第41項の」に
 「第73条の27の2第42項の」を「第73条の27の2第42項の」に
 「第73条の27の2第43項の」を「第73条の27の2第43項の」に
 「第73条の27の2第44項の」を「第73条の27の2第44項の」に
 「第73条の27の2第45項の」を「第73条の27の2第45項の」に
 「第73条の27の2第46項の」を「第73条の27の2第46項の」に
 「第73条の27の2第47項の」を「第73条の27の2第47項の」に
 「第73条の27の2第48項の」を「第73条の27の2第48項の」に
 「第73条の27の2第49項の」を「第73条の27の2第49項の」に
 「第73条の27の2第50項の」を「第73条の27の2第50項の」に
 「第73条の27の2第51項の」を「第73条の27の2第51項の」に
 「第73条の27の2第52項の」を「第73条の27の2第52項の」に
 「第73条の27の2第53項の」を「第73条の27の2第53項の」に
 「第73条の27の2第54項の」を「第73条の27の2第54項の」に
 「第73条の27の2第55項の」を「第73条の27の2第55項の」に
 「第73条の27の2第56項の」を「第73条の27の2第56項の」に
 「第73条の27の2第57項の」を「第73条の27の2第57項の」に
 「第73条の27の2第58項の」を「第73条の27の2第58項の」に
 「第73条の27の2第59項の」を「第73条の27の2第59項の」に
 「第73条の27の2第60項の」を「第73条の27の2第60項の」に
 「第73条の27の2第61項の」を「第73条の27の2第61項の」に
 「第73条の27の2第62項の」を「第73条の27の2第62項の」に
 「第73条の27の2第63項の」を「第73条の27の2第63項の」に
 「第73条の27の2第64項の」を「第73条の27の2第64項の」に
 「第73条の27の2第65項の」を「第73条の27の2第65項の」に
 「第73条の27の2第66項の」を「第73条の27の2第66項の」に
 「第73条の27の2第67項の」を「第73条の27の2第67項の」に
 「第73条の27の2第68項の」を「第73条の27の2第68項の」に
 「第73条の27の2第69項の」を「第73条の27の2第69項の」に
 「第73条の27の2第70項の」を「第73条の27の2第70項の」に
 「第73条の27の2第71項の」を「第73条の27の2第71項の」に
 「第73条の27の2第72項の」を「第73条の27の2第72項の」に
 「第73条の27の2第73項の」を「第73条の27の2第73項の」に
 「第73条の27の2第74項の」を「第73条の27の2第74項の」に
 「第73条の27の2第75項の」を「第73条の27の2第75項の」に
 「第73条の27の2第76項の」を「第73条の27の2第76項の」に
 「第73条の27の2第77項の」を「第73条の27の2第77項の」に
 「第73条の27の2第78項の」を「第73条の27の2第78項の」に
 「第73条の27の2第79項の」を「第73条の27の2第79項の」に
 「第73条の27の2第80項の」を「第73条の27の2第80項の」に
 「第73条の27の2第81項の」を「第73条の27の2第81項の」に
 「第73条の27の2第82項の」を「第73条の27の2第82項の」に
 「第73条の27の2第83項の」を「第73条の27の2第83項の」に
 「第73条の27の2第84項の」を「第73条の27の2第84項の」に
 「第73条の27の2第85項の」を「第73条の27の2第85項の」に
 「第73条の27の2第86項の」を「第73条の27の2第86項の」に
 「第73条の27の2第87項の」を「第73条の27の2第87項の」に
 「第73条の27の2第88項の」を「第73条の27の2第88項の」に
 「第73条の27の2第89項の」を「第73条の27の2第89項の」に
 「第73条の27の2第90項の」を「第73条の27の2第90項の」に
 「第73条の27の2第91項の」を「第73条の27の2第91項の」に
 「第73条の27の2第92項の」を「第73条の27の2第92項の」に
 「第73条の27の2第93項の」を「第73条の27の2第93項の」に
 「第73条の27の2第94項の」を「第73条の27の2第94項の」に
 「第73条の27の2第95項の」を「第73条の27の2第95項の」に
 「第73条の27の2第96項の」を「第73条の27の2第96項の」に
 「第73条の27の2第97項の」を「第73条の27の2第97項の」に
 「第73条の27の2第98項の」を「第73条の27の2第98項の」に
 「第73条の27の2第99項の」を「第73条の27の2第99項の」に
 「第73条の27の2第100項の」を「第73条の27の2第100項の」に

別記第六十八号様式中

- 改める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際、改正前の山口県税賦課徴収条例施行規則に定める様式による不動産取得税減額申請書等を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要の調整をして使用することができる。